

## 大分県の最低賃金が変わりました

【大分県地域別最低賃金】 1時間 715円（効力発生日：平成28年10月1日）

事業所で働く人（嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む）に支払う賃金は最低賃金を下回ることはできません。

※産業によっては、特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。

※最低賃金には、「精・皆動手当、通勤手当、家族手当」「1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）」「臨時に支払われる賃金（結婚手当など）」「時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金」は含みません。

### 【問い合わせ先】

大分労働局 労働基準部 賃金室 TEL：097-536-3215

大分労働基準監督署 TEL：097-535-1511

## シルバー人材センターの業務

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人です。

定年退職後等においても、地域社会との連携、社会参加や健康維持、生きがいの充実のため、臨時的・短期的・軽易な仕事を希望する高齢者（概ね60歳以上）に就業機会等を提供しています。また、ボランティア活動や、さまざまな社会参加を通じて高齢者のいきがいの充実を図っています。

～シルバー人材センターが受注している主な仕事の内容～

- 《技術分野》 各種講座等の指導、各種自動車の運転 など
- 《技能分野》 大工仕事、内装工事、植木剪定、草刈・草取作業 など
- 《事務分野》 整理事務、毛筆賞状書き など
- 《管理補助分野》 建物管理、商品管理、駐車場整理、スポーツ施設管理 など
- 《折衝外交分野》 配達、検針
- 《軽作業分野》 屋内外清掃作業、農林水産作業、荷物の搬入・搬出 など
- 《サービス分野》 高齢者福祉サービス、家事援助サービス など
- 《独自事業》 自転車再生、再生自転車販売事業

### 生涯現役！退職後はシルバー人材センターへ！

シルバー人材センターでは、大分市民で60歳以上の現在就職をしていない健康で働く意欲がある方を募集しています。詳しくはシルバー人材センターまで。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人大分市シルバー人材センター

TEL：097-538-5575

FAX：097-538-5576

### ○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

### ワークLIFEおおいた 2016.11.8 発行

大分市商工労働観光部商工労政課  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077  
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp  
大分市ホームページからもご覧いただけます  
<http://www.city.oita.oita.jp/>

# ワークLIFEおおいた

第30号

2016  
Dec.

## TOPICS

- ・育児・介護休業法が改正されます
- ・ポジティブ・アクションに取り組みましょう
- ・男女共同参画の講習のための講師を派遣します

## 改正育児・介護休業法が施行されます

日本の高齢化率は2060年には40%近い水準になると推計され、要介護（要支援）の認定者数は平成27年（2015年）4月時点で608万人と、平成12年と比較すると15年間で2.79倍になっています。持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。

こうした中、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくために、「**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律**」を改正する法律が平成28年3月29日に成立、同年3月31日に公布され、**平成29年1月1日**から施行されます。

### ◎主な改正点

- ・**介護休業の分割取得**：対象家族1人につき通算93日まで、3回に分割して取得可能に
- ・**介護休暇の取得単位の柔軟化**：取得単位が1日から半日（所定労働時間の2分の1）に
- ・**介護のための所定外労働の制限（残業の免除）**：所定外労働の制限を新設
- ・**有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和**：過去1年以上継続雇用かつ子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないことを満たせば取得が可能に
- ・**子の看護休暇の取得単位の柔軟化**：取得単位が1日から半日に  
など

『育児・介護休業法のあらまし』3～4ページ

### ◎注意が必要なこと

#### ①就業規則の変更などの対応が必要です

1 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申出により、**介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。**ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- 一 入社1年以上であること
- 二 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月…
- …

『育児・介護休業法のあらまし』102ページ

#### ②マタハラなどのハラスメントの防止措置が義務化されます

**上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることが事業主へ新たに義務付けられました。**

あわせて派遣労働者の派遣先にも「育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」「妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け」が摘要されます。

→改正育児・介護休業法について詳しい内容を知りたい場合は最寄りの労働局まで！

厚生労働省  
『育児・介護休業法のあらまし』



例

## ポジティブ・アクションに取り組みましょう

### ポジティブ・アクションとは？

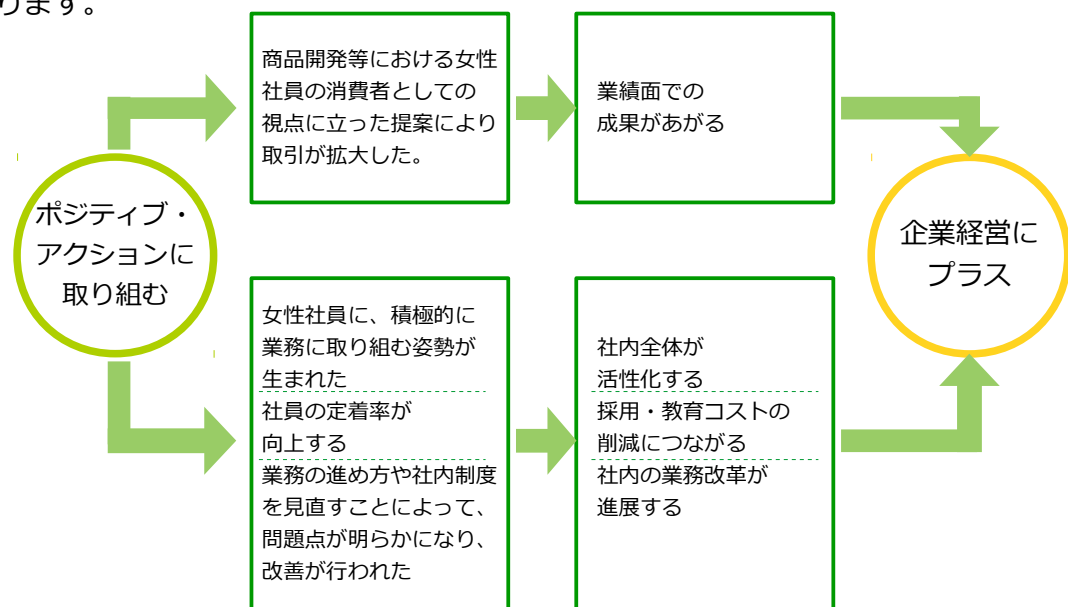
固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から

- 営業職に女性はほとんどいない
- 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

社内制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」そのために女性の能力が十分に活かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要となるものです。

また、ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリットがあります。

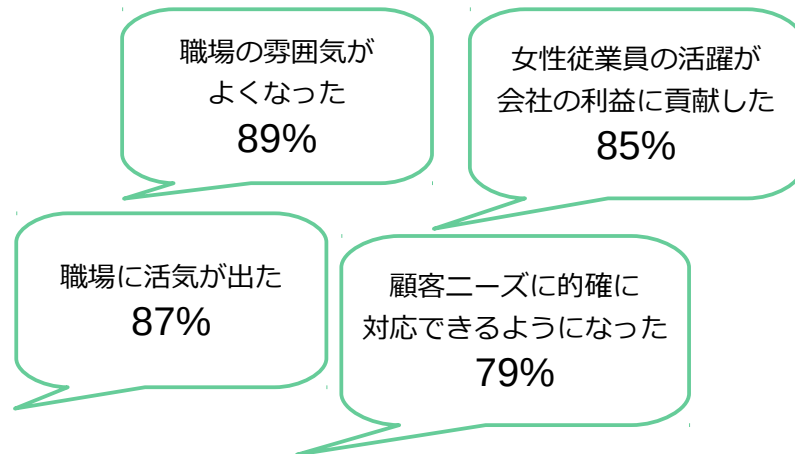


### ■ポジティブ・アクションの効果

女性の活躍が進んでいる企業ほど、「職場が活性化」「従業員意識が向上」「業績・評価が向上」しています。



女性の活躍推進状況診断による「女性の活躍が進んでいる企業」におけるプラス効果



職場における男女格差の実態を把握し、女性の活躍推進や、格差解消に向けてポジティブ・アクションの取組を進めていきましょう。

出典：ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

## 男女共同参画の講習のため講師を派遣します

大分市男女共同参画センターでは男女共同参画に関する理解を深めていただくことを目的に、職場や団体の研修会、講習会などに無料で講師を派遣しています。



### 【テーマ】

- ★ワーク・ライフ・バランス
- ★イクメンライフ・家事男
- ★セクハラ・パワハラ
- ★DV・デートDV・虐待防止
- ★女性のエンパワーメント
- ★女性の人権
- ★男女共同参画とは
- ★コミュニケーション など

この他にもご希望のテーマ（男女共同参画に関係する内容）があればご相談ください。

男女共同参画に関する理解を深め、男女が共に活躍できる社会を目指しましょう。

### 【問い合わせ先】

大分市男女共同参画センター  
TEL：097-574-5577

## おおいた勤労者サービスセンター会員募集

おおいた勤労者サービスセンターでは、企業等で働く皆さんを福利厚生面からサポートするため、さまざまな事業を行っています。

月々わずかな掛金で社員の皆さんが多彩なサービスを受けられますので、ぜひ加入をご検討ください。

### サービス内容

#### 慶弔給付事業

結婚祝金(20,000円)、結婚記念祝金(10,000円)、勤続祝金(10,000円)などの給付が受けられます

#### 健康の維持増進事業

一般健康診断(3,000円上限、年度1回)やスポーツ施設・温泉施設の利用補助

#### 自己啓発事業

各種講座の受講補助(3,000円、年度1回)、演劇・コンサート等のチケットの購入補助

#### 余暇活動事業

会社の親睦行事に参加したときのレクリエーション補助(1,000円、年度1回)や旅行補助等

○会費等 一人あたり入会金 300円  
月会費 800円

○入会できる人 大分市・由布市に居住もしくは同市内の事業所で働く勤労者と事業主

### 【問い合わせ先】

一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター  
TEL：097-548-5500